

久喜市告示第 3 3 1 号

久喜市自転車等放置防止条例（平成 2 2 年久喜市条例第 1 9 2 号）第 1 0 条第 1 項及び第 4 項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 4 日

久喜市長 貴志 信智

- | | | |
|---|----------|-----------------|
| 1 | 保管自転車等 | 別紙のとおり |
| 2 | 自転車等保管場所 | 久喜市桜田 1 丁目 2 番地 |

